

「福島市国体記念体育館 ほか28施設」指定管理者候補者の選定結果について

1 選定経過

	期日	項目	内容
1	7月27日	現場説明会	3団体参加 ・時間：午後2時～ ・内容：募集要項・仕様書の説明、質問受付
2	7月28日～31日		質問件数：5件
3	8月2日	質問への回答	ホームページにて回答
4	8月3日～10日	指定申請書受付 (スポーツ振興課)	1団体申請 ・申請書類の内容等点検、受付
5	8月28日	面接審査 (福島市市民会館)	1団体面接 ・時間：午前10時40分～ ・内容：プレゼンテーション、質疑応答
6	9月26日	第1次審査 (市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会)	評価項目：7項目 ・各評価項目について評価（配分等詳細は審査集計表による） ・委員持点：各評価項目それぞれ10点
7	10月10日	第2次審査 (福島市指定管理者選定委員会)	・市民・文化スポーツ部指定管理者管理運営委員会第1次審査の結果報告 ・指定管理者候補者の順位を決定

2 指定管理者候補者

「公益財団法人 福島市スポーツ振興公社」／最終合計点：66.69点（交渉順位第1位）

3 審査結果

【審査集計表】

評価項目	配分	第1位
① 施設の設置目的の理解	10%	3.90点
② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進	30%	10.20点
③ 指定管理料（費用）の設定	15%	3.75点
④ 効率的な施設の維持管理	10%	3.60点
⑤ 関係法令等の遵守体制	5%	1.75点
⑥ 社会的価値の実現	15%	5.55点
⑦ 安定した施設運営	15%	4.50点
合計	100%	33.25点
※管理運営委員会委員が5名につき1項目50点満点⇒7項目全てで100点満点換算した合計点		66.50点
上記採点結果に【インセンティブ加点】（+0.19点を加点）した最終合計点		66.69点
【評価コメント】		
① 施設の設置目的の理解 ・屋内、屋外と両方の管理は大変であるが、各施設に合わせて管理されている。		

- ・明確な管理運営方針を定めている。
- ・施設の設置目的を明確に理解した運営方針であり、サービス項目も的確である。
- ② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進
 - ・ニーズを捉えた様々な取り組みがされている。自主事業も助成金を活用するなど財源を確保しながら積極的に実施している。
 - ・する・みる・ささえるスポーツ推進に力を入れ、サービス向上を図っている。
 - ・運営方針に基づいた具体的な提案がされている。
 - ・アンケートの実施を予定しており、結果に基づいてPDCサイクルを回していく予定があること、提案に具体性がある。
- ④ 効率的な施設の維持管理・専門業者に委託して管理されている。
 - ・初めて天然芝サッカーコートを維持管理することになるが、これまでの芝管理や経験・知識のある職員を配置することにより、良質な芝状態の維持と貸出機会の確保につながることを期待される。
 - ・環境に配慮した取り組みとなっている。
- ⑤ 関係法令等の遵守体制
 - ・公社全体で研修会を実施しているので問題ないと思われる。
 - ・メール誤送信対策システムの導入や個人番号の管理も体系化されている。
- ⑥ 社会的価値の実現
 - ・女性職員の割合も30%以上なので、明るい職場環境だと思う。
 - ・有期雇用から無期雇用への展開や障がい者の雇用実績率も高い。
 - ・正規職員及び嘱託雇用の割合が上がっている。
- ⑦ 安定した施設運営
 - ・有資格者がおり、業務遂行能力を有する職員計画となっている。
 - ・類似施設を多く担っており、経験や実績は十分である。

4 参考

■提案内容の評価の視点

① 施設の設置目的の理解

- ア 管理運営方針は、施設の設置目的に沿っているか
- イ 目標値及び重視するサービス項目の設定が的確であるか

② 施設利用者サービスの観点にたった施設利用促進の考え方

- ア 上記ア、イを踏まえ、利用者に対するサービス向上が見込まれる提案となっているか

- ③ 指定管理料（費用）設定の考え方
 - ア 標準的経費により採点
 - イ 必要な費目の設定は妥当か

- ④ 効率的な施設の維持管理に関する考え方
 - ア 保守管理点検等の施設管理計画が妥当か

- ⑤ 関係法令等の遵守体制
 - ア 個人情報保護及び秘密漏洩防止について理解され、組織として適正な対策が講じられているか

- ⑥ 社会的価値の実現
 - ア 雇用や労働条件等に配慮した取り組みを行っているか

- ⑦ 安定した施設運営
 - ア 安定した施設管理に必要な業務遂行能力を有する職員計画となっているか
 - イ 類似施設の施設管理の実績があり、十分なものか
 - ウ 団体の経営状況は良好か

■指定管理者採点におけるインセンティブの付与について

1 趣 旨

利用者へのサービス向上と施設管理の安定性、継続性の観点から、良好な業務評価の指定管理者については、インセンティブを付与する。

2 インセンティブ方法（令和2年度は総合評価を算出しないため、対象外）

- ① これまでの指定管理者については、平成30年度～令和4年度の4か年の指定期間の評価結果を基に下記の通り積算し、その平均点を加点する。

- ② 加点数算出方法
 - ・総合評価が「S（非常に良い）」⇒1年あたり：+1点
 - ・総合評価が「A（良い）」⇒1年あたり：+0.5点

 - ・総合評価が「B（標準である）」⇒1年あたり：加点なし
 - ・総合評価が「C（努力が必要である）」⇒1年あたり：加点なし
 - ・総合評価が「D（改善が必要である）」⇒1年あたり：加点なし

- ③ 上記①により算出された点数を採点によって出た点数（各部指定管理者管理運営委員会により審査委員数が異なるため、採点結果を100点満点に換算する）に加点することとする。